

# 認知症高齢者グループホーム居住費助成について

## 1 概要

認知症高齢者グループホームには、介護保険の負担限度額（居住費等の補足給付）のような低所得者のための負担軽減策がないことから、認知症高齢者グループホームに入居する一定の所得要件等を満たす方に対して、居住費の一部を助成しています。

## 2 対象者

認知症高齢者グループホームを利用している名古屋市の介護保険被保険者で、預貯金等が一定額（※1）以下であり、以下の要件に該当する方です。（※2）

所得要件	助成額
市町村民税非課税世帯（※3）で、本人の前年の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額（※4）の合計が80万円以下の方	20,000円／月（上限）
市町村民税非課税世帯（※3）で、本人の前年の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額（※4）の合計が80万円を超える方	10,000円／月（上限）

（※1） 単身で1,000万円、夫婦で2,000万円です。

（※2） 生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は除きます。

（※3） 別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も判定に含みます。

（※4） 合計所得金額とは前年の1月から12月までの1年間の総所得金額（事業所得、給与所得、雑所得など）、土地・建物等の譲渡所得金額、上場株式等の配当所得金額、株式等の譲渡所得金額の合計額（損失の繰越控除前）をいいます。なお、ここでは年金収入に係る所得及び土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた金額となります。また、平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げなかった場合と同額に調整して計算します。

## 3 助成の流れ

- ① 助成対象者はあらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、交付された助成認定証を、利用している認知症高齢者グループホーム事業所へ提示します。
- ② 助成額の支払いは、原則、認知症高齢者グループホーム事業所への現物給付（市から事業所へ助成額を支払い、助成額を除いた居住費を利用者が負担）とします。

## 4 その他

グループホーム事業者が必要な手続き等については、NAGOYA かいごネットをご確認ください。

（事業者向け）介護保険事業者の指定・登録 - 認知症高齢者グループホーム居住費助成について

## 介護予防・日常生活支援総合事業について

### 1 本市独自サービスへの参入について

本市独自の介護予防・生活支援サービスである、生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスの指定状況は下記のとおりです。

今後も利用者が増加することが予想されますので、更なる参入をお待ちしております。指定申請の手続き等に関しては「NAGOYA かいごネット」にてご案内を行っております。

(令和4年6月1日時点)

サービス種別	生活支援型 訪問サービス	ミニデイ型 通所サービス	運動型 通所サービス
指定件数	346件	50件	129件

### 2 本市のサービス種別とサービス種類コードについて

予防専門型訪問サービス及び予防専門型通所サービスのみなし指定が平成30年3月31日で終了したことに伴い、平成30年4月1日からの各サービスの種別とサービス種類コードは以下のとおりです。

<本市のサービス種別とサービス種類コード（平成30年4月～）>

サービス種別	サービス 種類コード	対象事業者
予防専門型訪問サービス	A2	予防専門型訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者
生活支援型訪問サービス	A3	生活支援型訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者
予防専門型通所サービス	A6	予防専門型通所サービスの指定又は更新を受けた事業者
ミニデイ型通所サービス 運動型通所サービス	A7	ミニデイ型通所サービス又は運動型通所サービスの指定又は更新を受けた事業者

※ 共生型サービスについては、別途「NAGOYA かいごネット」に掲載

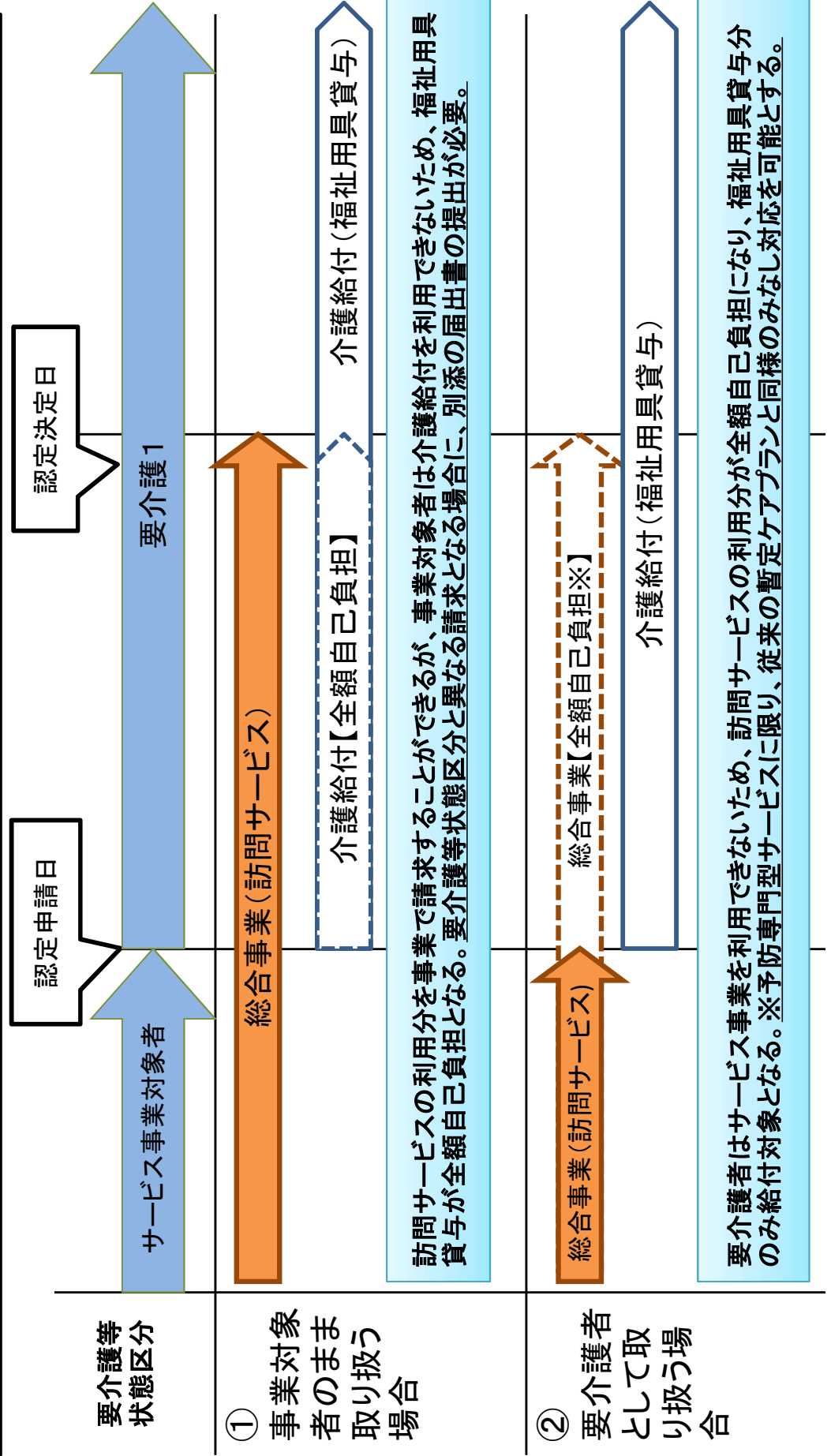
### 3 総合事業QAについて

事業者の方からよくいただく質問について、QAにまとめたものを「NAGOYA かいごネット」に掲載（※）しています。内容も随時追加していきますので、定期的にご確認いただくようお願いします。

※ 「事業者向け>総合事業・いきいき支援センター関係>総合事業・いきいき支援センター関係」

## 総合事業ガイドライン案に係るQ&Aについて 平成27年3月31日介護保険最新情報 vol.450

基本チェックリストによる事業対象者が訪問サービスを利用していたが、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて訪問サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、訪問サービスの利用分は全額自己負担になるのか。【第4 サービス利用の流れ 問4】 ※表現に若干の修正有り



(宛先) 名古屋市 区長

## 要介護認定者の介護予防・生活支援サービス事業利用届出書

私は、以下の要介護認定有効期間の開始日以降、介護給付サービスを利用するまでの間に利用した介護予防・生活支援サービス事業費の支給を希望しますので届出します。

&lt;申請者&gt;

被保険者番号

1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

氏名 介護 太郎

住所 名古屋市〇〇区〇〇町△△

&lt;要介護認定有効期間&gt;

令和3年10月20日 ～ 令和4年4月30日

&lt;認定有効期間中の総合事業サービス利用期間&gt;

令和3年10月20日 ～ 令和4年11月19日

&lt;介護サービス利用開始（予定）日&gt;

令和3年11月20日

窓口に来られた方（郵送の場合、ご本人が来所された場合は記入する必要はありません。）

住所

氏名

〔被保険者との関係 家族・事業者・その他（ ）〕

## 総合事業の日割り算定について【補足資料】

総合事業の月額包括報酬の日割り算定につきましては、以下の取扱いとなります。なお、別紙「いきいき支援センター連絡会資料」のとおり、いきいき支援センターにおいて標準的な取扱いが定められておりますのでご承知おきください。

### ①月の途中より新規で総合事業サービスを利用する場合

総合事業サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割り算定を行う。ただし、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を起算日に用いても差し支えない。

6/1	6/10 契約日	6/20 利用開始予定日	6/30
-----	----------	--------------	------

例) 起算日を 6/20 利用開始予定日とした場合  
予防専門型通所サービス：日割単位数×11日（起算日からの日数）

※利用者と事業所との合意を前提に、利用開始予定日を起算日として日割り算定を行う。  
※上記の例において、利用者の都合等により実際には7月から利用を開始し、6月中に利用実績がない場合は、6月分は報酬を算定せず、7月分から月額包括報酬（日割りなし）を算定する。

### ②月の途中より総合事業サービスの間で利用サービスを切り替えた場合

例) 予防専門型通所サービスからミニデイ型通所サービスに月途中で切り替えた場合

- ・ミニデイ型通所サービスについては、ミニデイ型通所サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割り算定を行う。ただし、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を起算日に用いても差し支えない。
- ・予防専門型通所サービスについては、上記の起算日の前日までの日数で日割り算定を行う。

6/1	契約解除日	6/10 契約日	6/20 利用開始予定日	6/30
-----	-------	----------	--------------	------

予防専門型通所サービス → ミニデイ型通所サービス

例) 起算日を 6/10 契約日とした場合  
予防専門型通所サービス：日割単位数×9日（起算日の前日までの日数）  
ミニデイ型通所サービス：日割単位数×21日（起算日からの日数）

※厚労省事務連絡の表下に記載のとおり「※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日とする。」ことから、予防専門型通所サービスとミニデイ型通所サービスの日数の合計を、6月であれば30日としなければならない。

## 質問や意見等について

### 【質問】

#### ●「新しい総合事業」の日割り算定について

NAGOYAかいごネットに平成 28 年 6 月 8 日付けで掲載された介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に係る Q & A の No. 7 において、月額包括報酬の日割り算定では、「契約日については、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を用いても差し支えない。」と記載されているが、29 の各いきいき支援センターにおいて対応を統一したいと考えている。下記の内容を、いきいき支援センターにおける標準的な取扱いとしても良いか。

<新しい総合事業の日割り算定における契約日の取扱いについて>

- ・原則、契約書内の契約期間に利用開始予定日を記入し、その日を「契約日」とみなして日割り算定を行う。
- ・契約書内に契約期間の記載のない場合は、サービス担当者会議などの場で、利用者と事業者が合意のうえで利用開始予定日を決め、それを「契約日」とみなして、ケアプラン・利用票に反映させる。
- ・結果として、利用開始日が変更となっても、日割りの算定開始日（契約日）は変更しない。

～いきいき支援センター事務局～

特に問題ありません。ただし、上記の内容はいきいき支援センターにおける標準的な取扱いであるため、個々のケースにおいて、利用者と事業所の合意を図ったうえで、対応していただくようお願いします。

上記内容に係る想定 Q A

### 【質問】

上記の標準的な取扱いの説明をしたうえで、事業所から、利用者との契約日を起算日としたいとの申し出があった場合はどのように対応すれば良いか。

厚労省事務連絡には契約日を起算日とする旨が示されていること、及び上記の標準的な取扱いは利用者と事業所の合意が前提であることから、質問のケースでは利用者との契約日を起算日として対応することになります。

### 【質問】

既に契約を交わし、利用者に対して費用等の説明を終えている場合に、上記の標準的な取扱いを遡って適用する必要があるか。

質問のケースにおいて、契約日や契約書内の契約期間を起算日として対応している場合には、遡ってやり直す必要はありません。

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
  - ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。  
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	開始	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
		・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能 型居宅介護 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)</li> </ul>	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分変更(要介護⇔要支援)</li> <li>サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)</li> <li>事業開始(指定有効期間開始)</li> <li>事業所指定効力停止の解除</li> <li>受給資格取得</li> <li>転入</li> <li>利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)</li> </ul>	サービス提供日 (通い、訪問又は宿泊)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公費適用の有効期間開始</li> </ul>	開始日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)</li> </ul>	資格取得日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)</li> </ul>	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分変更(要介護⇔要支援)</li> <li>サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)</li> <li>事業廃止(指定有効期間満了)</li> <li>事業所指定効力停止の開始</li> <li>受給資格喪失</li> <li>転出</li> <li>利用者との契約解除</li> </ul>	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公費適用の有効期間終了</li> </ul>	終了日
	夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護(療養 通所介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>事業所指定効力停止の解除</li> <li>利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公費適用の有効期間開始</li> </ul>		開始日
<ul style="list-style-type: none"> <li>生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)</li> </ul>		資格取得日
<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>事業所指定有効期間満了</li> <li>事業所指定効力停止の開始</li> <li>利用者との契約解除</li> </ul>		契約解除日 (満了日) (開始日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>公費適用の有効期間終了</li> </ul>		終了日



月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
訪問看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分変更(要介護1～5の間)</li> </ul>	変更日	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分変更(要支援→要介護)</li> <li>サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>事業開始(指定有効期間開始)</li> <li>事業所指定効力停止の解除</li> <li>利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)</li> </ul>	契約日	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1)</li> <li>小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)</li> </ul>	退所日の翌日 退居日の翌日	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)</li> </ul>	給付終了日の翌日	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公費適用の有効期間開始</li> </ul>	開始日	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合)</li> </ul>	資格取得日	
	開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分変更(要介護1～5の間)</li> </ul>	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>区分変更(要介護→要支援)</li> <li>サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>事業廃止(指定有効期間満了)</li> <li>事業所指定効力停止の開始</li> <li>利用者との契約解除</li> </ul>	契約解除日 (満了日) (開始日)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1)</li> <li>小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)</li> </ul>	入所日の前日 入居日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)</li> </ul>	給付開始日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>公費適用の有効期間終了</li> </ul>	終了日
		終了	

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退所日 退居日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日
・公費適用の有効期間終了	終了日	
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 (特定施設入居者生活介護 及び介護予防特定施設入 居者生活介護における外部 サービス利用型を含む)	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	開始日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	中止日
・公費適用の有効期間終了	終了日	

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(独自)  ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)</li> <li>・区分変更(事業対象者→要支援)</li> </ul>	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護→要支援)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業開始(指定有効期間開始)</li> <li>・事業所指定効力停止の解除</li> </ul>	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者との契約開始</li> </ul>	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)</li> </ul>	退居日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)</li> </ul>	契約解除日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)</li> </ul>	退所日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間開始</li> </ul>	開始日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合)</li> </ul>	資格取得日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)</li> <li>・区分変更(事業対象者→要支援)</li> </ul>	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(事業対象者→要介護)</li> <li>・区分変更(要支援→要介護)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業廃止(指定有効期間満了)</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> </ul>	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者との契約解除</li> </ul>	契約解除日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)</li> </ul>	入居日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)</li> </ul>	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)</li> </ul>	入所日の前日
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日割りは行わない。</li> <li>・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1)</li> <li>・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。</li> <li>・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。</li> <li>・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。</li> </ul>	-

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
日割り計算用サービスコードがない加算及び減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日割りは行わない。</li> <li>・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1)</li> <li>・月の途中で、要介護度(要支援含む)に変更がある場合は、月末における要介護度(要支援含む)に応じた報酬を算定するものとする。</li> <li>・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。</li> <li>・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。(月途中に介護保険から生保単独、生保併用に変更となった場合も同様)</li> </ul>	-

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

令和元年10月30日

各基準緩和型通所サービス事業者 管理者 様  
各いきいき支援センター センター長 様  
各区保健福祉センター福祉部福祉課長 様  
各区支所区民福祉課長 様

名古屋市健康福祉局  
高齢福祉部地域ケア推進課長

### 基準緩和型通所サービスの利用期間の取扱いの見直しについて

日頃は本市介護予防事業にご協力とご理解賜りまして誠にありがとうございます。

基準緩和型通所サービスにつきましては、6か月のサービス利用期間で利用者の心身状態の維持・改善を図り、利用終了後は自主的に継続して介護予防に取り組んでいただけるよう支援することを目的として実施しております。

事業開始以降、事業の検証を行い、それらの結果を踏まえ、下記のとおり、令和2年4月より利用期間の取扱いを見直すこととしましたので、ご確認いただき、今後も引き続き適正な事業運営及び周知に努めていただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### (1) 見直し内容

事業対象者相当の心身の状態である場合は、利用期間を更新できるものとします。

#### 【更新判定の流れ】

①事業者が3か月ごとに基本チェックリストを活用し、心身の状態を確認。

↓

②いきいき支援センターが更新可否の判定。

基本チェックリストの結果が

事業対象者相当 → 更新可

事業対象者非該当相当 → 更新不可

※上記内容を含め、他の詳細な取扱いはQAに掲載予定です。(別添参照)

(2) 対象サービス ミニデイ型通所サービス・運動型通所サービス

(3) 見直し時期 令和2年4月

## 基準緩和型通所サービスの利用期間について（令和2年4月からの取扱い）

### 1. 利用期間の更新について

事業対象者相当の心身の状態である場合は、利用期間を更新できるものとします。

### 2. 更新判定までの流れについて

- ① 事業者が3か月ごとに基本チェックリストを活用し、心身の状況を確認します。
  - ② 事業者は確認後、当該基本チェックリストを担当のいきいき支援センター（※）に提出します。
  - ③ いきいき支援センター（※）が更新可否の判定を行います。
- ※委託ケースの場合は、いきいき支援センターを委託先の居宅介護支援事業所と読み替えてください。

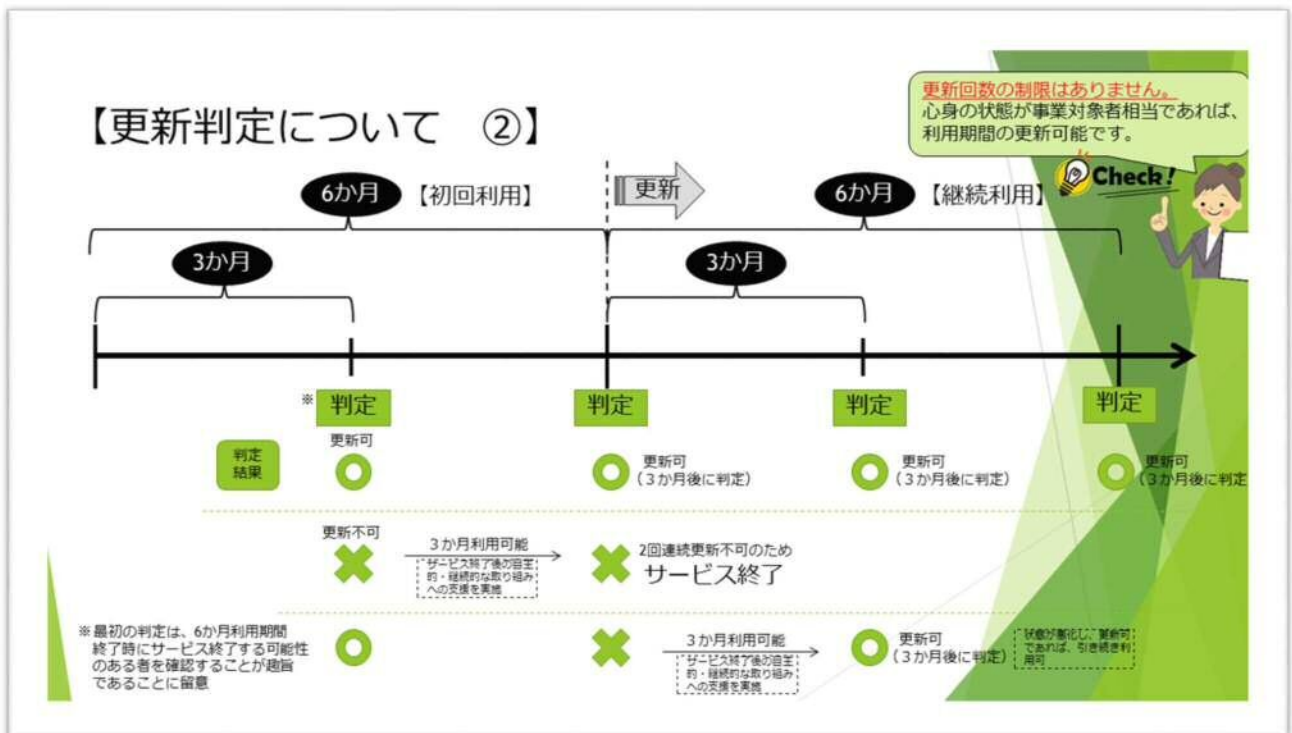
### 3. 更新判定について

更新判定は、3か月ごとに行います。

- 判定結果 - 事業対象者相当 → 利用期間更新可
- 判定結果 - 事業対象者非該当相当 → 利用期間更新不可

※更新不可判定が出た場合は、サービス終了後の自主的・継続的な取り組みへの支援するための必要期間として、引き続き3か月間は利用可能です。

※次回3か月後の判定で、更新不可判定が2回連続となった場合は、サービス終了となります。

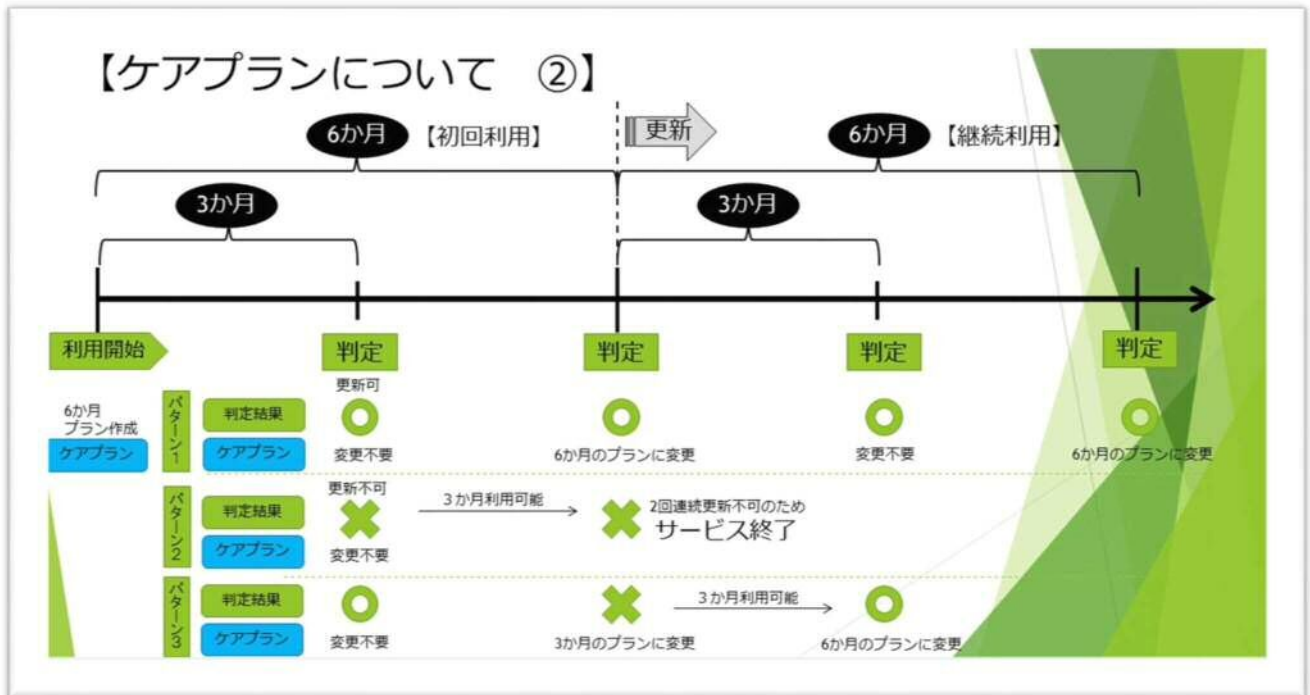


#### 4. ケアプランについて

○初回利用時は6か月のケアプランを作成

○ケアプランに位置付けられている当該サービスの利用期間終了時の判定結果が、

- 更新可の場合 → 利用期間6か月のケアプランに変更
- 更新不可の場合（連続して更新不可だった場合を除く） → 利用期間3か月のケアプランに変更



#### 5. 基本チェックリストの結果の取扱いについて

○いきいき支援センター → 事業対象者の判定のために実施

※事業対象者非該当判定となった場合は、サービス対象者から外れるので、当該サービス及び他のサービスも利用できません。

○サービス事業所 → サービス利用更新判定のために実施

※更新不可判定が2回連続となり、サービス終了となった場合でも、要支援・事業対象者の認定・判定が取り消されるものではないため、ミニデイ型・運動型通所サービス以外のサービスは利用できます。

令和3年3月29日

市内居宅介護支援事業所 御中

名古屋市健康福祉局高齢福祉部  
地域ケア推進課長  
介護保険課長

### 総合事業における状態像の目安に係る変更及び手引きの作成について

利用者の状態に応じた適切なサービスの利用を案内することを目的とした、「介護予防・日常生活支援総合事業における状態像の目安」につきまして、「運用の手引き」を作成いたしました。ご確認いただき、適切な運用に役立てていただくようお願いいたします。

また、「運用の手引き」作成にあたり、これまでの運用上の課題等を見直し、以下の点について取り扱いを変更いたしましたので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。

#### 【令和3年4月の主な変更点】

- ①ケアマネジメントの流れにおいて、「事業所なし」を選択の際、「6か月評価時」毎に再度確認報告書を作成となっていたものを、「中間評価時」に再作成と変更。
- ②確認報告書の様式を変更し、具体的な状況や予防専門型のサービスの必要性について記載しやすいよう、具体的な状況の記載欄を拡大。
- ③これまでは、状態像の目安に「準ずる」人のみ、確認報告書に具体的な記載が必要としていたが、状態像の目安①～④に該当した人も、具体的な状況や必要とされるサービス内容などについて簡潔に記載に変更。

※確認報告書の様式につきましては、令和3年4月・5月は暫定期間とし、旧様式の使用も可といたします。

(別添資料)

- 1 「状態像の目安」の運用の手引き
- 2 確認報告書様式（いきいき支援センター用、委託居宅事業所用、記載例）

別添資料は、  
NAGOYA かいごネットに  
掲載しております。



〈地域ケア推進課〉  
担 当：井上、岡寫  
電話番号：972-2549



# 「生活支援型訪問サービス」「ミニデイ型通所サービス」指定事業所の 空き状況に関する情報提供について

「生活支援型訪問サービス」「ミニデイ型通所サービス」の円滑な利用案内のため、NAGOYAかいごネットにおいて、各指定事業所の空き状況（新規利用者受け入れ可能状況）に関する情報を平成29年4月より提供しています。

令和3年4月より、空き状況に関する情報提供を以下の通り変更いたします。指定事業所におかれましては、空き状況を所定の様式にて事業所が所在する圏域のいきいき支援センターへご報告いただきますようお願いいたします。

## 1 情報提供方法

指定事業所から、事業所が所在する圏域のいきいき支援センターへ、現在の空き状況（新規受け入れ状況）をFAXでご報告ください。

《空き状況の報告区分》

○：空きあり（問合せ可を含む）      ×：空きなし

- 報告の時期は、①毎年4月、及び ②空き状況等に変更があった時とします。
- 空きがある場合、または、条件によって新規の受け入れ可能など問合せが可能な場合は「○」を、空きがなく、新規の受け入れを行っていない場合は「×」を選択ください。
- 報告様式は次頁「事業所空き状況について」をご利用ください。（NAGOYAかいごネットからダウンロードできます）

## 2 報告にあたっての留意点

各年度4月については、4月15日までに報告をお願いします。

年度途中は、変更があった場合のみ、その月の15日まで（16日以降に変更があった場合は翌月15日まで）に報告ください。（月末にとりまとめて、NAGOYAかいごネット掲載情報に反映します。）  
報告がない場合、変更なしとして取り扱います。

また、各年度4月の報告がない場合、報告があるまで、事業所の受け入れ状況は情報なし（空白）として取り扱います。

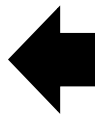
## 3 介護ネット掲載イメージ

毎月末、NAGOYAかいごネットに、「生活支援型訪問サービス」「ミニデイ型通所サービス」について、全指定事業所の空き状況（新規利用者受け入れ可能状況）を提供します。（下表の通り）

事業所情報（令和3年2月1日指定分）						通常の事業の実施地域																		
介護保険事業所番号	法人（個人）名	事業所名	事業所所在区	事業所所在地	事業所電話番号	新規受入状況	サービス実施日	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	
23A0100000	社会福祉法人×××××	×××××サービスセンター	千種	××町×××	052-000-0000	○	月・水	○																
23A0100000	有限会社×××××	×××××	千種	××町×××	052-000-0000	×	-							○										
23A0200000	合同会社×××××	×××××ミニデイサービス×××××	東	××町×××	052-000-0000	○	土	○	○	○	○		○								○			

※生活支援型訪問サービスについては、サービス実施日の欄はなし。

(        ) 区 (        ) 部  いきいき支援センター あて
FAX :



事業所名
FAX :

報告時期 ○毎年4月(15日まで) ○空き状況等に変更があった時(各月15日まで)
---

令和    年    月    日

### 事業所空き状況について

生活支援型訪問サービス ・ ミニデイ型通所サービス につきまして、事業所における空き状況(新規利用者受け入れ可能状況)を提供いたします。

#### ①空き状況 ※NAGOYA かいごネット掲載情報

##### 【生活支援型訪問サービス】

◆現在の状況にあてはまるものに○をつけてください。

1. ○ : 空きあり (問合せ可を含む)	2. × : 空きなし
-----------------------	-------------

##### 【ミニデイ型通所サービス】

◆現在の状況にあてはまるものに○をつけてください。

1. ○ : 空きあり (問合せ可を含む)	2. × : 空きなし
-----------------------	-------------

◆サービス実施日(曜日)に○をつけてください。

日	月	火	水	木	金	土

#### ②その他特記事項 ※NAGOYA かいごネット非掲載情報

「①空き状況」で伝えきれない事業所情報等があれば、下表にご記入ください。

--

## 生活援助を一定回数以上位置付けたケアプランの届出について

### 1. 概要

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、平成30年10月1日以降に作成（新規・更新）または変更（「軽微な変更」を除く。）した居宅サービス計画（ケアプラン）について、訪問介護における生活援助中心型サービスを国が定める回数以上位置づける場合、その必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村へ届け出るもの。

### 2. 対象となるプラン

ケアプランを作成または変更した時点で、訪問介護において以下の回数以上の「生活援助」（生活援助を単体で行うもののみを指し、1回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在するものを除く。）を位置づけたもの。

（1月あたりの回数）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27	34	43	38	31

### 3. ケアプランの検証方法

提出のあったケアプランは、介護支援専門員が適切なケアマネジメントがされているかを確認し、ケアプランを作成した介護支援専門員に対し、電話または対面にて内容の聞き取りを行い、必要に応じて指導を行います。

### 4. ケアプランの提出

#### （1）提出物

本市被保険者全員分（当該月分）のケアプラン（第1表～第4表及び第6表・第7表）及びアセスメント表（基本情報を含む。）

（生活援助の必要性を記載した箇所は色を塗るなど、わかりやすく表示して下さい。）

#### （2）期限

該当するケアプランがある場合、利用者の同意を得て交付した月の翌月末日までに自主的に提出して下さい。

#### （3）提出方法等

提出方法：郵送

提出先：名古屋市健康福祉局介護保険課指導係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号：052-972-2594

## 令和4年度介護サービス情報公表について

介護保険法115条の35により、介護サービス事業者は介護サービス情報を年1回以上、名古屋市に報告する必要があります。

「2 情報公表制度の報告対象事業所について」に該当する事業所は、「1 情報公表制度の報告について」のとおり介護サービス情報について報告してください。

### 1 情報公表制度の報告について

#### (1) 報告方法

インターネット上の介護サービス情報公表システムの報告用ページから必要事項を入力したうえで報告してください。( <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/23/> )

※令和4年度の報告は入力可能な状態となり次第、NAGOYAかいごネットにてお知らせしますので、適宜ご確認をいただいたうえで、期日までに必ず報告をしてください。

※IDは事業所番号です。

※パスワードは前回報告時(事業所でパスワードを変更された場合はそのパスワード)のものになります。

パスワードを忘れた場合につきましては、名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課あてにメール(a2595-05@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)で、件名「パスワード問い合わせ」とし、本文に「事業所番号」、「事業所名」、「サービス種別」を記載してお問い合わせください。電話での回答はできません。

#### (2) システムの操作方法について

操作方法については、介護サービス情報公表システム内の操作ガイドを参照してください。

### 2 情報公表制度の報告対象事業所について

#### (1) 令和3年12月までに指定を受けた事業所で令和3年1月から令和3年12月の介護報酬額が年間100万円を超える事業所

介護サービス情報公表システムにより期日までに必ず報告をしてください。

※「基本情報」及び「運営情報」の入力画面で必要事項を入力後、それぞれの画面で「記入した内容をチェックし登録する」を押してください。最後に、「記入メニュー」に戻り「この内容で提出する」ボタンを押してください。

※「事業所の特色」及び「指定都市独自項目」は任意項目です。

※記入メニューで基本情報及び運営情報の状況が「提出済」になれば、報告完了です。

※令和3年1月から令和3年12月の年間介護報酬額が100万円以下の事業所は、報告不要です。

#### (2) 令和4年1月から令和4年3月までの新規指定事業所で、令和3年度の介護サービス情報公表システムにて報告いただいている場合は、令和4年度の介護サービス情報公表システムでの報告は不要です。

(3) 令和4年4月から令和4年9月までの新規指定事業所につきましては、令和4年度の介護サービス情報公表システムにより**期日までに必ず**報告をしてください。

(4) 令和4年10月以降の新規指定事業所につきましては、パスワードの郵送時に別途お知らせします。

※(2)から(4)に該当する事業所は「運営情報」の入力は不要です。

※「基本情報」に変更があった場合の修正作業は各事業所において行っていただく必要があります。

### 3 情報公表調査について

#### (1) 調査対象事業所

- ① 令和3年1月から令和3年12月までに指定を受けた事業所で前年の介護報酬額が100万円を超える事業所
- ② 令和2年12月までに指定を受けた事業所で調査を希望する事業所
- ③ 運営指導対象事業所（①及び②の事業所等を除く。）
- ④ 報告内容に虚偽が疑われる場合や公表内容について利用者等から通報があった場合等で、市長が調査を実施する必要があると判断した事業所

#### (2) 調査手数料

上記②については事業者により調査手数料をご負担いただきますが、他については必要ありません。

※①と②は指定調査機関の調査員が事業所を訪問し調査を実施いたします。後日指定調査機関から連絡がありますので、調査日程の調整をしていただき、調査を受けてください。

### 4 調査を希望する事業所について(令和2年12月31日までに指定を受けた事業所)

調査を希望し情報を公表する事業所については、介護サービス情報公表システムにおいて明示され、他の事業所と区分し公表されます。

なお、今年度の情報公表調査申込は令和4年6月30日(木)までで締め切りました。

### 5 その他

介護サービス情報公表の詳細については、NAGOYAかいごネット(事業所向け)に掲載していますので、確認いただきますようお願いいたします。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/disclose/index.html>

<お問合せ先>名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-4628 FAX：052-972-4147

メール：a2595-05@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※ 電話によるお問い合わせは、9時半～12時、13時～16時半にお願いします。

【介護サービス情報の調査手数料の一覧】

区 分	手 数 料 の 額
訪問介護又は夜間対応型訪問介護	1件につき 23,100円
訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	1件につき 23,100円
訪問看護、介護予防訪問看護又はこれらと一体的に行われる療養通所介護	1件につき 23,100円
訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション	1件につき 23,100円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1件につき 23,100円
通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護	1件につき 23,700円
通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション又はこれらと一体的に行われる療養通所介護	1件につき 23,700円
短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護	1件につき 24,200円
短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）	1件につき 24,200円
短期入所療養介護（介護医療院に係るものに限る。）、介護医療院サービス又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院に係るものに限る。）	1件につき 24,200円
短期入所療養介護（介護老人保健施設又は介護医療院に係るものを除く。）、介護療養施設サービス又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設又は介護医療院に係るものを除く。）	1件につき 24,200円
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）	1件につき 23,700円
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）	1件につき 23,700円
認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護	1件につき 23,700円
小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護	1件につき 23,700円
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	1件につき 23,700円
福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売	1件につき 22,500円
居宅介護支援	1件につき 22,500円

（備考）介護サービス情報調査手数料について、同一の事業所又は施設において、各区分の欄に掲げる複数の介護サービスに関し一体的な調査が同時に行われる場合にあっては、この複数の調査を1件とする。

# 介護サービス情報の公表制度の仕組み

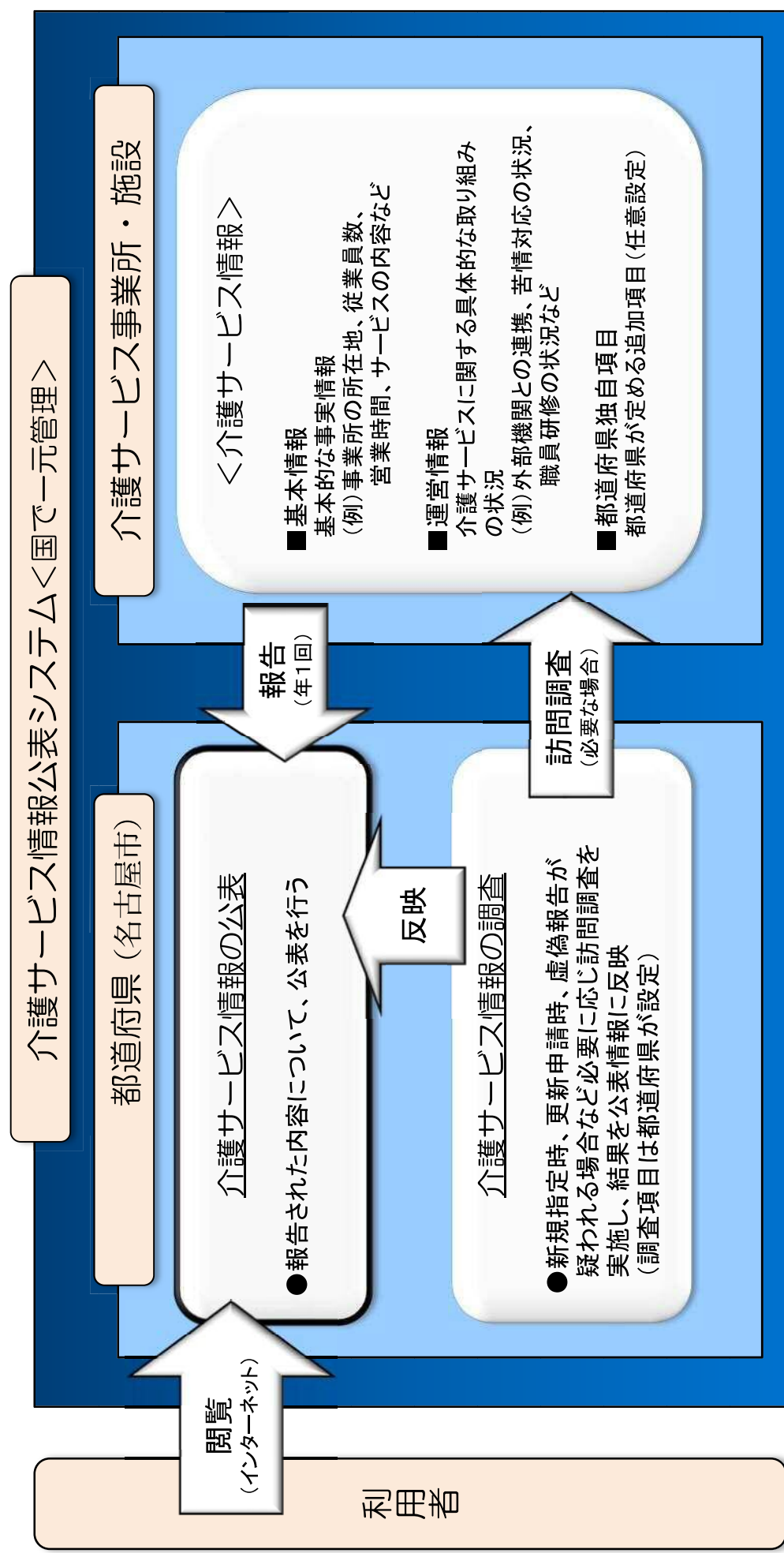
## 【趣旨】

○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する。

## 【ポイント】

○介護サービス事業所は年一回直近の介護サービス情報を都道府県に報告する。

○都道府県は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行う。また、都道府県は報告内容に対する調査が必要と認める場合、事業所に対して訪問調査を行うことができる。（都道府県は調査にかかる指針を定める）



# 居宅介護支援事業所における管理者要件について

(令和2年度第1回、令和3年度介護保険指定事業者講習会資料より再掲)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第113号)が、令和2年6月5日に公布されました。改正概要等は以下のとおりです。

## 1 改正概要

### (1) 管理者要件における例外規定の追加

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする(以下「管理者要件」という。)とされておりましたが、令和3年4月1日以降、不測の事態(※)により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまう場合であつて、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画を記した書面を本市へ届け出た場合は、介護支援専門員を管理者とする取扱いが可能となります。(猶予期間は変更日から1年間)

#### ※不測の事態とは

管理者本人の長期療養など健康上の問題の発生、あるいは急な退職や転居等のこと

### (2) 管理者要件適用の猶予期間の延長

令和3年3月31時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者要件の適用を令和9年3月31日まで猶予されます。

## 2 改正にともなう事務取扱の変更等について

### (1) 指定申請

指定年月日が令和3年4月1日以降、管理者要件を満たしていない指定申請は受理できません。

### (2) 変更届

変更年月日が令和3年4月1日以降である管理者に関する変更届であつて、管理者要件を満たしていない場合は、「管理者確保のための計画書(参考様式23)」を必ず添付してください。



## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う 介護支援専門員証の有効期間の臨時的な取扱いについて

愛知県での新型コロナウイルス感染症のまん延状況及び介護支援専門員法定研修の実施状況を鑑み、令和2年2月25日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡に基づき、下記1の対象者については、下記2の期間において資格を喪失しない取扱いとされましたので御承知ください。

### 記

#### 1 対象者

愛知県登録の介護支援専門員のうち、現在交付されている介護支援専門員証の有効期間の満了日が令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間にある者

#### 2 資格を喪失しない取扱いとする期間

現在交付されている介護支援専門員証の有効期間の満了日の1年後の応当日まで

#### 3 留意事項

- (1) 本内容の適用を受けるために手続等は必要ありません。愛知県発出の通知（NAGOYA かいごネットの R4. 3. 22 の新着記事に掲載）を介護支援専門員証と併せて保管し、必要に応じて提示してください。
- (2) 次回の更新時に交付される更新後の介護支援専門員証の有効期間（5年間）は本来の有効期間満了日から算定されます。
- (3) 上記2の期間の終期までに更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新申請を行う必要があります。
- (4) 本内容の取扱いは、主任介護支援専門員資格の有効期間には影響しません。各資格の有効期間の管理には十分に留意してください。
- (5) 本内容については、愛知県登録の介護支援専門員に限ります。他の都道府県に介護支援専門員登録がある場合は、登録のある都道府県へ取扱いを確認してください。

#### ※お問い合わせは

愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指定・指導グループ  
（電話052-954-6289）にお願いします。

## 特定福祉用具販売に係る種目（排泄予測支援機器）の追加について

### 1 概要

介護保険の給付対象となる特定（介護予防）福祉用具販売について、令和4年4月1日より、対象となる種目に「排泄予測支援機器」が新たに追加されました。概要は以下のとおりです。

### 2 給付対象について

#### (1) 対象者

運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている居宅要介護者等であって、排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める者。

#### (2) 対象製品等

排泄予測支援機器は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う方に自動で通知するものです。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除きます。

### 3 医学的な所見の確認について

排泄予測支援機器の販売に当たっては、特定福祉用具販売事業者は以下のいずれかの方法により、居宅要介護者等の膀胱機能を確認することが必要です。

- (1) 介護認定審査における主治医の意見書
- (2) サービス担当者会議等における医師の所見
- (3) 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- (4) 個別に取得した医師の診断書 等

### 4 特定福祉用具販売事業者が事前に確認すべき事項

排泄予測支援機器の利用によって自立した排尿を目指すため、特定福祉用具販売事業者は以下の点について、利用を希望する者に対して事前に確認の上、販売してください。

- (1) 利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか。
- (2) 装着することが可能か。
- (3) 居宅要介護者やその介助者等が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か。

なお、居宅要介護者等の状態により、通知から排尿に至る時間（排尿を促すタイミング）は異なることから、販売の前に一定期間の試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること。また、介助者も高齢等で利用に当たり継続した支援が必要と考えられる場合は、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導等に努めること。

### 5 市町村への給付申請

市町村への給付申請時には、3に掲げるいずれかの書面を申請書に添付してください。また、利用者の状態や介助体制、試用状況を確認する必要がある場合、事実関係の聴取を実施することがあります。

# 介護保険被保険者証等再交付申請書について

## 1 概要

介護保険被保険者証（以下「証」といいます。）の再交付については「介護保険被保険者証等再交付申請書」により行い、再交付申請にあたり、被保険者本人若しくは被保険者の同一世帯の親族以外の方が申請を行う場合は委任状（任意様式）の添付が必要となります。また、窓口交付の際は、証受領者の運転免許証等の本人確認資料（官公署から発行された書類であって、写真付きのものであれば1点、写真がないものは2点。下記＜本人確認書類の例＞参照。）の提示による本人確認を行います。証受領者の本人確認ができない場合は郵送交付（通達員交付を含む。）となります。さらに、委任内容が再交付申請のみの場合は、窓口交付はできません。窓口で証が交付できるのは、①再交付申請及び②証の受領について委任されている場合に限りです。

## 2 職員の方が再交付申請をする場合

申請書及び委任状の住所欄に事業所の所在地を記載して申請する場合は、事業所名も記載してください。この場合は、上記1で述べた本人確認に加え、窓口に来られた方が当該事業所の職員であることを職員証や場合によっては電話等で確認させていただきます。

## 3 介護保険被保険者証等再交付申請書について

介護保険被保険者証等再交付申請書の様式は変更する場合がございます。以下の様式をお持ちでない場合は区役所福祉課又は支所区民福祉課にお尋ねください。

### <介護保険被保険者証等再交付申請書 見本>

介護保険 被保険者証等再交付申請書			
(宛先) 名古屋市 区長			
次のとおり申請します。 なお、紛失にかかる再交付を受けた場合、当該紛失した証を発見した際にはすみやかにお返しします。			
申請者氏名		申請年月日 令和 年 月 日	
被保険者との続柄		被保険者番号	
※申請者が被保険者本人の場合、住所・電話番号は記入不要です。			
申請者住所		電話 ( ) -	
被保険者番号	フリガナ	氏名	個人番号
生年月日	明・大・昭	年 月 日	性別 男・女
住所	電話 ( ) -		
申請する証の種類	1 被保険者証	2 資格者証	3 受給資格証明書
	4 負担割合証	5 負担限度額認定証	
申請の理由	1 紛失・焼失 2 破損・汚損 3 その他 ( )		
※以下は第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）のみご記入ください。			
医療保険	加入年月日	昭・平・令	年 月 日
	本人扶養区分	本人・扶養	
	保険者名	保険者番号	
	被保険者証等記号・番号・枝番		
○ 太枠内をご記入ください。 ○ 第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）の方は、現在加入している医療保険の被保険者証を添付してください。			
証受領	令和 年 月 日	(受取人氏名)	
受領者確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 医療保険証 <input type="checkbox"/> 職員・社員証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 敬老手帳 <input type="checkbox"/> 公的年金手帳 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員証 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
交付方法	<input type="checkbox"/> 即時交付 <input type="checkbox"/> 郵送（通達員）交付		
この申請書は、古紙・リサイクル紙を含む再生紙を使用しています。			

### <本人確認書類の例>

#### 1点確認のもの

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード</li> <li>運転免許証</li> <li>運転経歴証明書</li> <li>日本国旅券（パスポート）</li> <li>身体障害者手帳</li> <li>精神障害者保険福祉手帳</li> <li>介護保険被保険者証</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険資格者証</li> <li>療育手帳</li> <li>在留カード</li> <li>特別永住者証明書</li> <li>介護支援専門員証</li> <li>その他写真が貼付された官公署の発行する証明書</li> </ul> |
|--|---|

#### 2点確認を必要とするもの

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療の被保険者証</li> <li>国民年金手帳</li> <li>介護保険負担割合証</li> <li>介護保険負担限度額認定証</li> <li>介護保険納入通知書</li> <li>敬老優待券（敬老手帳）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>敬老パス</li> <li>記名式 IC カード</li> <li>職員証・社員証</li> <li>預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード</li> <li>その他これらに類するもの</li> </ul> |
|---|---|